

借用財産の登録について

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 借用財産の管理に関する規定</p> <p>(1) 「大阪府公有財産台帳等処理要領（以下「要領」という。）」において、「所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行う」、「台帳とは、公有財産台帳管理システムに登録した電磁的記録をいう」と規定している。</p> <p>(2) 「公有財産事務の手引（以下「手引」という。）」において、「借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと」と規定している。</p> <p>また、「借用」の定義を「府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けること」と規定している。</p> <p>2 財産活用課の見解</p> <p>公有財産台帳等管理システム（以下「システム」という。）に登録する必要があるのは「土地・建物」のみであり、それ以外の借用財産の登録は、義務ではない。</p> <p>3 借用財産の登録状況</p> <p>平成28年度における大阪府全体の借用財産のシステムへの登録状況は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="293 1073 1142 1171"> <thead> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>工作物</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>747件</td> <td>113件</td> <td>2件</td> <td>862件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ システム上は「土地・建物・工作物・動産・無体財産権」が登録できる仕様となっている。</p> <p>4 各所属の状況</p> <p>(1) 平成29年度上半期の借用財産に関する検出事項</p> <p>借用財産の登録漏れが検出された所属は、7所属であった。</p> <p>(2) 過去2年間の借用財産に関する監査結果</p> <p>借用財産の登録漏れに関する監査結果として、平成28年度に8所属、平成27年度に3所属が公表されている。</p>	土地	建物	工作物	合計	747件	113件	2件	862件	<p>財産活用課は、システムに登録する必要がある借用財産は「土地、建物のみ」との見解を示している。</p> <p>しかしながら、「手引」において、「借用」とは「土地、建物などを（中略）借り受けることをいう。（中略）借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと」と記載されており、「借用」には土地、建物以外の財産も含まれる。そして、「要領」において「台帳」とは「システムに登録した電磁的記録をいう」と記載されていることから、土地、建物以外の借用財産も「台帳」であるシステムに登録する規定となっている。</p> <p>なお、システム上は、土地、建物以外の借用財産も登録できるようになっている。</p> <p>以上を踏まえると、システムに登録すべき借用財産の範囲が明確になっているとはいえない。</p> <p>また、平成29年度上半期には、7所属において借用財産の登録漏れが検出されているが、過去にも、平成28年度に8所属、平成27年度に3所属において借用財産の登録漏れに関する監査結果が公表されている。</p>	<p>システムに登録すべき借用財産の内容を明確に定め、その周知を図られたい。</p>
土地	建物	工作物	合計							
747件	113件	2件	862件							

<p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (定義) 第2条 (3)台帳 規則第15条の規定により財務部長及び部局長等が備える公有財産台帳をいい、次号に掲げる公有財産台帳管理システムに登録した電磁的記録をいう。</p> <p>(借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>		
<p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (3) 公有財産台帳の管理に関すること。 ・財産に異動があったとき、使用許可又は貸付けを行ったとき、及び所管事業に関し財産の借用（借地及び借家）を行ったときは、公有財産台帳等管理システムを用いて登録を行うこと。</p> <p>第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p>	措置の内容	
<p>システムに登録すべき借用財産の範囲を「土地・建物」と明確に定め、「公有財産事務の手引」の改正を行った。 また、「公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳等管理システムに係るFAQ」にシステムに登録すべき借用財産の内容（土地・建物）を記載した。今後、研修等の場においても周知をする。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）